

坂出市チームオレンジ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定に基づき、認知症の人およびその家族の支援ニーズとサポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、その運営を支援するための坂出市チームオレンジ事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「坂出市チームオレンジ」とは、チームオレンジのうち、第5条に規定する登録要件を満たすものとして坂出市に登録されたものをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、坂出市チームオレンジまたは坂出市チームオレンジを立ち上げようとする者に対し、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 坂出市チームオレンジの立ち上げ支援に関すること。
- (2) 坂出市チームオレンジが行う活動の広報に関すること。
- (3) 坂出市チームオレンジからの相談に対する助言に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(坂出市チームオレンジの活動内容)

第4条 坂出市チームオレンジの活動内容は、次に掲げる事項に基づき具体的に決定する。

- (1) 認知症の人を含む地域での活動
- (2) 認知症の人やその家族の個別支援

(坂出市チームオレンジの登録要件)

第5条 登録の対象となるチームオレンジは次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在地を有するものまたは活動の拠点があるもの
- (2) 所属するチーム員1名以上が、本市が実施する認知症サポーターステップアップ講座を受講修了しているもの
- (3) 認知症の人本人もチームの一員として主体的に参加できるよう努めていること。

(留意事項)

第6条 坂出市チームオレンジの運営は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 事業に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、当該事業に関して知り得た秘密および個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、事業に従事しなくなった後も同様とする。
- (2) 事故防止および安全な運営に努め、活動中の事故および苦情に対して誠意をもって対応すること。

(申請)

第7条 坂出市チームオレンジの登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、坂出市チームオレンジ登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めた場合には登録を決定し、坂出市チームオレンジ登録証（様式第2号）を申請団体等に交付するものとし、適当でないと認めた場合には、坂出市チームオレンジ登録申請却下通知書（様式第3号）により申請団体等に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 坂出市チームオレンジは、前条の規定により登録された内容に変更があるときは、坂出市チームオレンジ登録変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、坂出市チームオレンジ登録変更申請書を受理し、適当と認めた場合には坂出市チームオレンジ登録証を申請団体等に交付するものとし、適当でないと認めた場合には坂出市チームオレンジ変更申請却下通知書（様式第5号）により申請団体等に通知するものとする。

(取消し)

第10条 坂出市チームオレンジは、登録の取消しをしようとするときは、坂出市チームオレンジ登録取消届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録された坂出市チームオレンジが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができるものとする。

(1) 第5条に定める登録要件に適合しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により登録の決定を受けたと認められるとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

3 市長は、第1項に規定する登録取消の届出を受けた場合または前項の規定により登録を取り消すことを決定した場合は、坂出市チームオレンジ登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 坂出市チームオレンジは、当該年度の活動が完了したときは、翌年度10日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 坂出市チームオレンジ活動実績報告書（様式第8号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。